

## 会 議 録

会議の名称	平成30年度第2回東大和市国民健康保険運営協議会
日 時	平成30年10月9日（火） 午後1時30分から
会 場	東大和市役所会議棟1階 第1・2会議室
出 席 者	運営協議会委員13名（欠席4名） 市民部長、保険年金課長、国民健康保険広域化等担当副参事 事務局3名 合計19名
公 開 等 非 公 開	会議録等の 全部 秘密会の議決 有・ <input type="radio"/> 有 ・ <input checked="" type="radio"/> 非公開議決 一部
傍 聴 人	有・ <input checked="" type="radio"/>
会 議 次 第	日程第1 平成29年度東大和市国民健康保険事業特別会計決算（報告）について 日程第2 平成30年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（報告）について 日程第3 東京都の国民健康保険の現状および今年度のスケジュール等について 日程第4 その他
会議の記録	別紙会議録のとおり
備 考	

<p>会長</p>	<p>皆さん、こんにちは。ご多用の中、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。会議の前に、委嘱状の交付がございますので、事務局よりお願いいたします。</p>
<p>村上部長</p>	<p>委員の皆さま、こんにちは。市民部長の村上でございます。前回、委嘱状をお渡しできなかった委員の方が本日ご出席いただいております。尾崎市長所用のため出席できませんので、代わりに私から委員の皆さまに委嘱状を交付させていただきます。</p> <p>(委嘱状交付)</p>
<p>会長</p>	<p>よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、改選後ということで、自己紹介をお願いします。</p> <p>(委員より自己紹介)</p>
<p>会長</p>	<p>どうもありがとうございました。それでは、議事に入りたいと思います。只今から、国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。早速議事に入ります。事務局から、本日の出欠状況について、ご報告をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>本日の出席委員でございますが、委員総数17名中、出席委員13名でございます。また、東大和市国民健康保険条例第2条に定めます各選出区分からご出席がございますので、東大和市国民健康保険運営協議会規則第7条により、会議は成立</p>

<p>会長</p>	<p>しておりますので、お知らせいたします。以上でございます。</p> <p>それでは次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。</p> <p>(議事録署名人を指名)</p>
<p>会長</p>	<p>議題に入らせていただきます。「日程第1 平成29年度東大和市国民健康保険事業特別会計決算(報告)について」を、事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>岩野副参事</p>	<p>皆さまこんにちは。次第の「日程第1 平成29年度東大和市国民健康保険事業特別会計決算(報告)について」ご説明申し上げます。まず、平成29年度東大和市国民健康保険事業特別会計決算につきましては、9月に開催されました、平成30年度第3回市議会定例会におきまして、議会の認定をいただきましたので、ご報告させていただきます。</p> <p>資料の1ページをご覧ください。歳入につきましては、第1款国民健康保険税は、収入済額17億1,840万3,284円で、前年度に比べまして、1億1,594万5,120円の減であります。</p> <p>国民健康保険税の収納率につきましては、現年課税分は93.6%、前年度に比べまして0.6ポイントの増。滞納繰越分は、27.7%、前年度に比べまして0.1ポイントの減で、合計では81.5%、前年度に比べまして1.0ポイントの増であります。第2款使用料及び手数料は、実</p>

績はございませんでした。第3款国庫支出金は、収入済額21億3,879万8,739円で、前年度に比べまして、5,618万9,238円の増であります。一般被保険者の療養給付費にかかる負担金、調整交付金等が増額となっております。第4款療養給付費等交付金は、収入済額9,943万3千円で、前年度に比べまして、3,943万2,174円の減であります。退職被保険者が減少しておりますことから減額となったものであります。第5款前期高齢者交付金は、収入済額25億2,803万6,009円で、前年度に比べ、2億322万2,784円の増でございます。被用者保険と国民健康保険の65歳以上75歳未満の、前期高齢者の医療費負担の公平と制度の安定を確保するための財源調整として交付されるものでございます。第6款都支出金は、収入済額5億7,214万9,468円で、前年度に比べまして、5,298万8,003円の減でございます。高額療養費共同事業、特定健康診査、それぞれの負担金及び調整交付金であります。第7款共同事業交付金は、収入済額23億1,085万3,655円で、前年度に比べまして、3,998万3,064円の減でございます。都内の国民健康保険被保険者の財政負担の急激な上昇を緩和するための交付金であります。第8款繰入金は、収入済額12億9,899万3,967円で、前年度に比べまして、7,025万6,877円の増でございます。繰入金につきましては、国民健康保険事業特別会計の財源不足を補うための一般

会計からのその他の繰入金が約62%を占めております。第9款繰越金は、収入済額8,318万2,972円で、前年度に比べまして、3,021万5,789円の減でございます。平成28年度の精算による剰余金等でございます。第10款諸収入は、収入済額3,949万9,406円で、前年度に比べまして、74万5,635円の減でございます。国民健康保険税の延滞金等であります。以上のようにいたしまして、歳入合計は収入済額107億8,935万500円で、前年度に比べまして、5,035万9,114円の増でございます。

資料の2ページをご覧ください。次に歳出でございます。歳出につきましては、平成29年度支出済額を、各款ごとにご説明申し上げます。第1款総務費は、支出済額1億3,866万7,368円で、執行率は94.5%でございます。内容は、職員の人件費、レセプト点検等の委託料、また納税通知書等の郵送料などにかかる経費でございます。第2款保険給付費は、支出済額61億3,501万9,582円で、執行率は97.1%でございます。医療費及び出産・育児一時金、並びに葬祭費等を内容とするもので、被保険者の減少の影響から、前年度に比べまして、5,797万6,831円の減となりました。第3款後期高齢者支援金等は、支出済額11億7,987万6,242円で、執行率は99.7%でございます。後期高齢者医療制度に対しまして、社会保険等を含む各医療保険者が、75歳未満の加入

者数に応じて負担するものでございます。第4款前期高齢者納付金等は、支出済額436万7,783円で、執行率は99.9%でございます。前期高齢者にかかる財源調整として負担するものでございます。第5款老人保健拠出金は、支出済額2万1,815円で、執行率は49.6%でございます。老人保健にかかる経費として負担するものでございます。第6款介護納付金は、支出済額4億5,059万290円で、執行率は99.0%でございます。介護保険第2号被保険者にかかる納付金でございます。第7款共同事業拠出金は、支出済額22億6,741万4,546円で、執行率は88.1%でございます。保険財政安定化を図るための高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業にかかる拠出金であります。第8款保健事業費は、支出済額1億2,298万7,472円で、執行率は78.1%でございます。レセプトデータを活用した保健事業の経費及び特定健康診査、特定保健指導を実施するための経費等でございます。第9款公債費は、一時借入金の利子分を予算計上いたしましたが、支出はございませんでした。第10款諸支出金は、支出済額9,648万9,172円で、執行率は98.7%であります。平成28年度の精算による国庫等への返還金、被保険者資格喪失等に伴う国民健康保険税の還付金等、及び一般会計繰出金であります。第11款予備費の支出はありませんでした。

以上のようにいたしまして、歳出合計は支出済

	<p>額 1 0 3 億 9 , 5 4 3 万 4 , 2 7 0 円。前年度に比べまして、2 億 6 , 0 3 7 万 4 , 1 4 4 円の減となっております。</p> <p>最後に表の一番下段をご覧ください。只今ご説明申し上げました歳入と歳出によりまして、歳入歳出差引額は、3 億 9 , 3 9 1 万 6 , 2 3 0 円で、実質収支額も 3 億 9 , 3 9 1 万 6 , 2 3 0 円でございます。説明は以上でございます。ご質問等がございましたら、お願いいたします。</p>
<p>委員</p>	<p>この 3 ページ目の積極的支援というのを見ましたけれども、積極的支援というのは、要するに治療したほうが良いという話ですか。血圧が高いとか糖尿があるとかで治療したほうが良いよというのが積極的支援なのですよ。</p>
<p>岩野副参事</p>	<p>治療の必要性と申しますか、特定保健指導の中で一番重い、いわゆる生活習慣病の結果というところで、一番重い状態が積極的支援というふうになってございます。</p>
<p>委員</p>	<p>2 8 年度と 2 9 年度と、利用率がすごく低いのですが、対策はあるのでしょうか。利用率を上げるために具体的などというのは考えているのでしょうか。</p>
<p>岩野副参事</p>	<p>ご指摘のとおり、特定保健指導の、特に積極的支援の利用者数の減少に対して課題視をしております。特に積極的支援になりますと、毎年度同じような方が対象になってしまうことが多くて、同じことを繰り返すのであれば敬遠されてしまう傾向がございます。そのために、この特定保健指導を受けることによりまして、健康の改善がみられ</p>

<p>委員 会長</p>	<p>るということを積極的にPRする必要があると考えております。市報や国保だよりを通じて、いろいろとPRを重ねていきたいと考えてございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>ほかにご質問はございますでしょうか。ないようですので、「日程第1 平成29年度東大和市国民健康保険事業特別会計決算（報告）について」を終了とさせていただきます。続きまして、「日程第2 平成30年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（報告）について」をお願いいたします。</p>
<p>岩野副参事</p>	<p>「日程第2 平成30年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（報告）について」につきまして、ご説明いたします。4ページをご覧ください。本年9月に開催されました、平成29年第3回市議会定例会におきまして議決いただきました。歳入は、平成29年度の歳計剰余金の確定、歳出につきましては、平成29年度の精算による返還金等、一般会計繰出金及びシステム修正委託料の計上による補正を行いました。補正額は、歳入・歳出それぞれ4億2,920万8千円の増額となっております。</p> <p>歳入は、第5款都支出金は、歳出総務費、一般管理費及び保険給付費の増額に対応するため、都補助金3,019万円を増額しました。第6款繰入金は、歳出の総務費のシステム修正委託料等の増額に対応するため、610万2千円を増額しました。第7款繰越金は、平成29年度の決算に伴</p>



い、歳計剰余金が確定したことから、前年度繰越金3億9,291万6千円を増額しました。以上のようにいたしまして、歳入の補正額は4億2,920万8千円を増額しました。

次に、歳出は第1款総務費の一般管理費の委託料を513万円を増額いたしまして、合わせて徴収費の委託料を124万2千円を増額しました。第2款保険給付費は、退職被保険者にかかる給付費に不足が生じたことから、療養給付費、療養費及び高額療養費を合計2,992万円、増額しました。第7款諸支出金は、平成29年度の精算となり、国庫への返還金1億3,921万7千円及び一般会計繰出金2億5,369万9千円、合計3億9,291万6千円を増額しました。歳出の合計額は、4億2,920万8千円を増額したものでございます。これによりまして、補正後の歳入・歳出、それぞれの予算総額は95億386万2千円となりました。説明は以上でございます。

会長

ありがとうございます。日程第2につきまして、ご質問はございますでしょうか。よろしいですか。それでは、ないようですので、「日程第2 平成30年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（報告）について」を終了とさせていただきます。「日程第3 東京都の国民健康保険の現状および今年度のスケジュール等について」を事務局からお願いいたします。

岩野副参事

「日程第3 東京都の国民健康保険の現状および今年度のスケジュール等について」ご説明いた

します。9月19日の東京都国民健康保険運営協議会で東京都の国民健康保険の現状と今年度のスケジュール案が示されました。平成28年度の現状が報告されましたので、推移と併せてご説明いたします。

まず、6ページをご覧ください。平成30年度から、国民健康保険が広域化されたので、制度についてご説明させていただきます。改革前は、国民健康保険は区市町村それぞれが保険者となっておりました。しかし、国民健康保険に加入している方の年齢層が高いため、医療費が多くかかる一方で、加入者の所得水準が低いという構造的な課題がございます。こうした課題の解決のため、都道府県が区市町村とともに国民健康保険の保険者となりまして、都道府県が国民健康保険の財政運営の中心的な役割を担い、国民健康保険の財政の安定化を図っています。区市町村はこれまでと変わらず国民健康保険の窓口の役割を担うこととなりました。財政運営の責任主体を都道府県に移し、平成30年度からは東京都が中心となって国民健康保険の財政運営をすることとなりました。区市町村が東京都に、国民健康保険の事業費納付金等を支払いまして、東京都はこの納付金に、国などからの交付金等を加えて、医療費の支払いに充てる等により、国民健康保険を運営いたします。まず、①東京都が区市町村から東京都へ納める納付金額を、各区市町村の所得水準、医療費水準を反映いたしまして、決定いたします。次に②東京都は納付金を賄うための参考として、各区市

町村の標準的な収納率や所得水準等を反映させた、標準保険料率を提示します。この標準保険料率が、東京都が算定した本来求められるべき保険料率となります。③市は東京都から提示された標準保険料率を参考に、条例で保険税率等を決定し、被保険者の方に、課税します。④被保険者の方から、保険税をお支払いいただきます。⑤保険税等を財源に、市は東京都に納付金を支払うこととなります。

東京都の国民健康保険の現状でございます。全国の被保険者が約3,125万人。東京都は約339万人。全国の被保険者数のうち、約1割が東京都の被保険者となっております。なお、東京都の平成27年度の被保険者数は、354万人でしたので、約15万人の減となりました。被保険者のうち、65歳以上が、全国で約1,257万人、東京都が約109万人となっております。東京都では、平成27年度が約111万人でしたので、約2万人の減となりました。続きまして、1人当たり平均所得につきましては、全国平均が68万3千円であるのに対しまして、東京都は102万7千円であり、全国比1位となっております。順位といたしましては、平成27年度と変わってございません。1人当たり保険料（税）につきましては、全国平均の8万6,286円に対して、東京都は9万5,307円であり、全国比2位となっております。平成27年度が全国比7位でしたので、5つ順位が上がっております。所得に対する保険料負担率につきましては、全国

が10.1%、東京都は7.3%と最下位でございます。順位は平成27年度と変わってございません。保険料標準化指数につきましては、平成28年度の全国の1人当たり平均所得による保険料水準を1とした場合、東京都の指数は0.854となります。東京都は全国で最も低い数値となっております。収納率でございますが、収納率は現年分のみでございますが、滞納分は含まれてございません。全国で91.9%であるのに対しまして、東京都は87.63%とこちらも最下位となっております。平成27年度と順位は変わってございません。滞納世帯割合につきましては、全国平均が15.3%であるのに対しまして、東京都は22.4%と、全国比47位でございます。平成27年度は46位でございましたので、順位をひとつ落としております。

東京都の現状といたしましては、被保険者の所得や保険料は、全国平均と比較して高い水準にある一方で、所得に対する保険料の負担率や保険料水準は低く、収納率、滞納世帯割合は最低水準にある傾向がございまして、この傾向は平成27年度と同様であると言えます。

平成28年度決算における財源構成でございます。医療給付費等総額は、約1兆1,366億円となっており、財源は前期高齢者交付金として2,779億円が充てられてございます。前期高齢者交付金とは、公的医療保険の加入者のうち65歳から74歳までの前期高齢者の加入率が、全保険者の平均を上回る保険者に交付されるもので

ございます。医療給付費等総額から前期高齢者交付金 2,779 億円を差し引きました残りにつきましては、図で表されておりますとおり、国や東京都の交付金、負担金の公費と、保険料とで 50% ずつ賄うようになってございます。これは国民健康保険法という法律によって定められておりますが、実態といたしましては、保険料だけでは賄いきれない財源を法定外一般会計繰入ということで、いわゆる赤字部分の補填といたしまして、国民健康保険の会計とはまた別の他の一般会計から賄われているのが現状でございます。図の下の公費の内訳のところにございますとおり、東京都全体といたしましては、法定外繰入といたしまして、1,004 億円が充てられてございます。東大和市も平成 28 年度は法定外繰入、いわゆる赤字補填の繰入として約 7 億円が繰り入れられてございます。

8 ページ以降に、東京都の国民健康保険の現状の内訳として、各区市町村の数値が報告されておりましたので、ご説明いたします。東大和市の被保険者数の平均は 2 万 2,108 人、このうち前期高齢者の年間平均数は 8,754 人、前期高齢者加入率は 39.6% であります。

9 ページは、1 人当たり医療費、1 人当たり旧ただし書き所得、1 人当たり保険料、平成 27 年度保険料標準化指数の内訳でございます。東大和市は、1 人当たり医療費が 33 万 2,975 円、1 人当たり旧ただし書き所得は、112 万 9 千円、1 人当たり保険料は 7 万 5,402 円、保険

料標準化指数は0.720であります。

10ページをご覧ください。保険料収納率の内訳でございます。東大和市の数值は92.98%となっております。

11ページをご覧ください。法定外一般会計繰入の状況（平成28年度）として、全国と東京都の法定外一般会計繰入の状況が示されてございます。法定外一般会計繰入につきましては、本来保険税で賄わなければならないところを、国民健康保険の会計ではない他の一般会計から財源を充てているものでございます。一般会計繰入金（法定外）合計につきましては、全国では3,302億円となっております。一般会計繰入金（法定外）合計につきましては、東京都で1,004億円となっております。なお東大和市におきましては、法定外の一般会計繰入金といたしまして、平成28年度の決算では、7億2,486万3千円でございます。

12ページをご覧ください。一般会計からの法定外繰入（都道府県別状況：平成28年度）の棒グラフでございます。先ほど全国の被保険者数のうち、約1割が東京都の被保険者であることをご説明いたしましたが、全国の一般会計からの法定外繰入につきましては、約3割を東京都が占めているのが現状でございます。

13ページをご覧ください。国保財政健全化の取組でございます。東京都国民健康保険運営方針におけます取組の方向性でございますとおり、赤字補填の繰り入れを行っている区市町村は、国保

財政健全化計画を策定することとなっており、計画的に赤字補填を削減、解消することとなっております。当市で策定いたしました財政健全化計画におきましては、この一般会計からの赤字補填の繰入を6年で解消するための取組を今年度より開始しているところでございます。

「区市町村国保財政健全化計画」策定対象となります60区市町村におきまして、計画を策定済みとなっております。東京都は62区市町村でございますので、2つの自治体、これは島しょ部の村になりますが、解消すべき赤字補填がなく、計画策定の対象から外れてございます。ここで、昨年度の市の第5回運営協議会におきまして、東京都内の自治体の赤字のある自治体に関して、委員からご質問をいただいた際に、私から全自治体に赤字がある旨回答させていただきましたが、平成28年度の実績におきましては、島しょの2村、赤字補填の繰入を行っていないことが判明いたしましたので、修正させていただきます。

今後の方向性（国の動き等）につきましては、まず前提といたしまして、国保財政健全化計画の策定状況に応じ、国は保険者努力支援という交付金を都道府県に交付しております。このことを踏まえまして、この国の動きについてご確認いただければと考えてございます。初めに、国は区市町村の赤字削減・解消計画書におきまして、削減目標が明示されていない定性的な記載となっている場合、平成31年3月末の計画策定に向けて、実現可能な削減目標値とその具体策について、都道

府県が助言を行うよう求めているとあります。この定性的な記載というのは、例といたしましては、「赤字補填の解消に努める」といった表現の記載でございまして、何年で解消するとか、年にいくら、或いは何%解消するといった具体的な数値を記載しないものであります。次に平成31年度分の保険者努力支援制度において、決算補填等目的の法定外一般会計繰入の削減の取組につきましては、削減の目標年次及び削減予定額（又は率）を定めた個別の計画の策定が評価指標とされているとあります。具体的な数値を記載していない、つまり定性的な記載の計画を策定している区市町村につきましては、今年度中に具体的数値を記載した計画を策定しないと、国が東京都に交付する保険者努力支援の交付金に影響が出ますということになります。

14ページをご覧ください。平成30・31年度の公費についてです。平成30年度から、国は現行の定率国庫負担金に加えまして、1,700億円の公費を拡充とございます。国民健康保険の制度改革にあたりまして、国民健康保険の保険者を都道府県単位化することと併せて、国として公費の拡充を行いました。これ以外にすでに低所得者対策といたしまして、一定の所得基準を下回ると、保険税の軽減が図られておりますが、こうした低所得者数に応じた自治体への財政支援を、同じく1,700億円の予算をもってすでに実施されており、国民健康保険の制度改革には、国として合わせて3,400億円の公費の拡充が行われ



ております。平成30年度から拡充されました1,700億円分の内容の説明となります。左側の欄、総額1,700億円(全国)の表記の下に、その内訳が記載されており、平成30年度(都)という欄で、東京都にいくら配分されたのかが記載されておりますので、それぞれご確認いただければと思います。それでは総額1,700億円の内訳でございますが、まず1点目といたしまして、財政調整機能の強化ということで、初めに調整交付金の実質的な増額に充てられてございます。次に、激変緩和のための暫定措置の財源として充てられてございます。この激変緩和とは、平成30年度以降、国民健康保険の制度改革に伴いまして、保険税が急激に増加した場合に一定程度増加した分に公費を充てることで、保険税の急増を抑制させるものでございます。次に、精神疾患の被保険者が多いことなどの自治体の責めによらない要因による医療費増・負担への対応に充てられてございます。この財政調整機能の強化といたしまして、800億円程度の財源が確保されており、そのうち東京都には47億円が配分されてございます。2つ目といたしまして、保険者努力支援制度として、800億円程度の財源が確保されております。このうち東京都には、107億円が配分されております。この保険者努力支援制度の市町村向けの内容といたしましては、特定健康診査の受診率や、糖尿病等重症化予防、ジェネリック医薬品差額通知事業といった各保険者の取組を評価項目ごとに加点いたしまして、その点数に

応じて交付金が交付されるものでございます。3点目といたしまして、著しく高額な医療費について、都道府県からの拠出金を財源に全国で費用負担を調整する特別高額医療費共同事業に数十億円程度の予算が充てられ、このうち東京都には7億円が配分されてございます。4点目といたしまして、特別調整交付金（既存分）による追加激変緩和措置といたしまして、東京都に11億円の配分となっております。平成31年度につきましては、東京都への配分は未定となっております。

15ページをご覧ください。今後のスケジュール（案）といたしまして、今年度のスケジュール（案）が示されましたが、確認する限りでは昨年度とほぼ同様の進行となる模様です。スケジュールの中ほど、10月をご覧ください。10月中旬に、国から平成31年度に向けて仮係数が提示されます。これを受けまして、東京都において、国民健康保険事業費納付金や、標準保険料率の試算が行われまして、11月中旬から下旬にかけて開催予定の第2回東京都国民健康保険運営協議会におきまして、試算結果が公表されます。その後12月下旬に、国から本係数が提示されまして、東京都において平成31年度の国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率が決定されます。これらを基に、国保財政健全化計画に即して市の平成31年度の国民健康保険税の改定案をまとめます。委員の皆さまにおかれましては、1月に平成31年度の保険税の改定案を諮問させていただき、答申に向けたご審議を賜りますことを予定してござ

います。1月以降の運営協議会の開催につきましては、後日改めまして日程の調整をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

16ページをご覧ください。平成30年度におけます保健事業等の取り組み状況でございます。委員の皆さまからのご理解を賜りまして、本年度保険税の改定を行いました。その際、医療費の適正化や、市民の皆さまの保健・健康の保持・増進に資する取組をより強化する上で説明させていただきますまして、財政健全化計画にも記載してございます。そこで今年度も半期経過していることを踏まえまして、現時点での状況につきまして報告させていただきます。各事業につきましては、国保だよりや市報においてPRを行っております。また事業ごとに個別のPRも行っております。1として、市の体育施設を管理する指定管理者と連携した事業を、新規で開始しております。内容といたしましては、特定健康診査や人間ドック・脳ドックを受診された方及び特定保健指導を利用された方を対象といたしまして、東大和市 Rond みんなの体育館のトレーニング室の利用や、健康体操等の当日参加型教室を無料で体験することができるものです。こちらにつきましては、医師会様のご協力によりまして、8月下旬からは受診結果報告の受領時にチラシを配布していただくことになっております。また、それまでにすでに受診された方につきましては、個別に案内のチラシを送付してございます。9月28日時点での利用者は、12名となっております。体育館の職員から

は、問い合わせの電話や利用者が少しずつ増えてきているとの報告を受けておりますので、徐々に浸透してきたところだと認識しております。2として、特定健康診査の受診率向上であります。新たなPR方法といたしまして、イトーヨーカドーやセブンイレブンの連携によりまして、特定健康診査の受診勧奨ポスターを掲示しPRに努めております。3として、レセプトデータを活用した保健事業の実施でございます。初めに糖尿病等重症化予防事業の実施ですが、こちらは生活習慣に起因いたしました糖尿病又は腎症と考えられる方を対象といたしました保健指導を行う事業であります。今年度は153名の対象者に向け案内書を送付いたしました。そのうち9月末時点で、25名の方にお申し込みいただきましたが、お申し込み後に辞退された方が4名いらっしゃいますので、現在は21名で保健指導を進めております。次にジェネリック医薬品利用促進のための利用差額通知ですが、ジェネリック医薬品に切り替えると、お薬代が一定以上軽減されると見込まれる方を対象等に、切り替えた場合の負担軽減額をお知らせするものです。9月末時点で2,626名の対象者に通知を送付しております。最後に保健師等による家庭訪問相談事業ですが、病名、検査、お薬の処方等の状況によりまして、生活習慣等のアドバイスが必要な方に、保健師等による家庭訪問相談を案内しております。39名の対象者に案内を送付しております。長くなりましたが以上で説明を終わらせていただきます。

会長	<p>よろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>どうもありがとうございました。非常に密度の濃い内容で、真剣に聞いていても、この短時間では、もう1回読み直さないと理解できない点もあるかとは思いますが、今の時点で何か質問がございましたら、よろしくお願ひいたします。</p>
委員	<p>16ページの新規の東大和市ロンドみんなの体育館のトレーニング室の利用や健康体操等の当日参加型教室の無料体験というので、新規で始まっているのですけれども、これはどのくらいやるかとか、そういうのはどうなのでしょう。例えば3年位やって、どのくらい利用者がいて、それによって継続するのか打ち切るのか、そこらへんはどうなっているのでしょうか。</p>
岩野副参事	<p>まだ始めたばかりの事業でございますので、今後の進捗につきましては、経過を見ながら検討はしていきたいと思っておりますが、健康の保持・増進に資するものでございますので、こちらとしては続けていきたいなとは考えておるところではございます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。特に3年経ったら見直して何かするとかそういうことはないのですね。</p>
岩野副参事	<p>今のところそういう計画はございません。</p>
会長	<p>受診とありますけれども、これは市内の診療所とか。</p>
岩野副参事	<p>はい。特定検診の受診できる医療機関でございますので、小平市と武蔵村山市との連携もございます。</p>
会長	<p>何かほかにもございますでしょうか。なければ、</p>

岩野副参事	<p>これで終了とさせていただきます。「日程第3 東京都の国民健康保険の現状および今年度のスケジュール等について」を終了とさせていただきます。それでは続きまして「日程第4 その他」として何かございますでしょうか。</p> <p>本日皆さまの席上に「運営協議会委員のための国民健康保険必携」という小冊子を配布させていただいております。国民健康保険に関する参考図書としてご活用いただければ幸いです。お持ち帰り用の封筒をご用意してございますが、ご不要の方は封筒はそのまま置いておいていただいて差し支えございません。よろしくお願い申し上げます。</p>
会長	<p>ほかに皆さま総合的に何かございますか。ないようであれば、これをもちまして「日程第4 その他」を終了とさせていただきます。</p> <p>以上をもちまして、本日の日程をすべて終了とさせていただきます。本日の運営協議会はこれで閉会とさせていただきます。本日はありがとうございました。</p>